播磨町結婚新生活支援事業実施計画書

事業の趣旨・目的	少子化対策の推進のため、結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に対して住居費や引越費用の支援を行う。
地域の実情と課題	播磨町において、人口の社会増は、プラスになっており、令和３年４月に策定した「播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」での目標値も達成しているが、20～39 歳の女性人口は減少傾向にあるため、子育て世代の減少が少子化に影響していると考えられる。 また、女性の就業者は微増傾向にあるが、子育て期の 30～39 歳の就業率は低くなっており、子育てと仕事の両立のための、保育サービスの充実と職場環境整備についての普及啓発が課題である。今後も、若い世代の結婚から妊娠・出産・子育てについての支援の普及啓発等を一体的にするため、結婚新生活にかかる費用を補助することが必要である。
市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け	令和３年４月に策定した「播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標に「若い世代『ひと』を応援し、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境を創る」を掲げており、教育や子育てに関する施策に重点的に取り組んでいる。主要施策としても、結婚から妊娠・出産・子育てを一体的に支援することとしており、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を中心に行ってきたが、この事業を実施することにより結婚支援も充実させ、さらなる一体的支援の充実を図る。
重要業績評価指標	播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略 合計特殊出生率：1.46（令和 2 年度）⇒1.78 年少人口（0～14 歳人口）の割合：14.1（令和 3 年度）⇒14.5
実施期間	令和 5 年度
対象経費支出予定額	9,000,000 円
事業内容	≪対象者≫次の要件を全て満たす世帯 ・令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 ・夫婦の所得金額の合計が 500 万円未満の世帯。 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合、所得から年間返済額を控除した額とします。 ・婚姻届の受理された時点での年齢が、夫婦ともに３９歳以下であること。 年齢計算に関する法律第２項及び民法第１４３条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。 ・対象となる住宅が播磨町内にあり、住民登録の上、現に居住していること。 ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ・夫婦とも過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

	・町税の滞納がないこと。 ・暴力団員でないこと。 ≪支援内容≫ 1　住居費 　新居に要した費用に対する支援を行う。 　住宅取得…購入費 　　リフォーム費用 　賃貸……賃料（１か月分）、敷金、礼金、共益費（１か月分）、仲介手数料 2　引越費用 　新居へ引越するために、引越し業者または運送業者へ支払った費用に対する支援を行う。 3　結婚新生活支援事業の周知・広報 4　兵庫県との連携事業